

ジョルジュ・セル

「大陸棚と国際法」

桑原輝路

この論文は 1955 年のフランスの国際法一般雑誌 (*Revue Générale de Droit International Public*) の第 1 号に掲載されたものであり、また別に同じ A. Pedone から抜刷りがでている。この紹介は後者によつた。

ジョルジュ・セルはいうまでもなくパリ法科大学の名誉教授であり、また国連国際法委員会の委員である。

この論文で検討されている国際法委員会の報告は第 5 会期 (1953 年) までのものであり、その後公海制度に関しては領海制度とともに第七会期 (1955 年 5 月 2 日～7 月 8 日) において審議され、その事業報告は第十国連総会に提出され、総会は同報告の審議を第六委員会に付託し、同委員会は 10 月 11 日より 11 月 4 日の間にわたり国際法委員会委員長スピロプーロス出席のもとに審議を行つた。なお現在ジュネーブにおいて国際法委員会の第八会期が開催されており、公海の制度に関して審議が行われている。また第五会期において討議された大陸棚の問題も、今会期において改めて再検討されることになつている。

後述する如くセルは国際法委員会第五会期において採択された公海漁業に関する 3 カ条の条文のうち、その第 3 条 (すなわち国連の枠内において創設される国際機関に公海漁業に関する規制権を付与し、その規制は諸国家により自国民を拘束するものとして受諾されねばならないという趣旨の規定) を「特に重要」とし、大陸棚の問題にも同様な方策がとらるべきことを主張しているのであるが、この第 3 条の趣旨の規定は第七会期の仮条文 (その第 2 章 漁業の諸条文は第九国連総会の決議に基づいて 1955 年 4 月 18 日～5 月 10 日ローマにおいて開催された「海洋生物資源保護に関する技術的国際会議」の最終報告を基礎にして作成された) では姿を消している。このように特に国際法委員会の

事業に関してその後重要な変化がみられる。しかしここでは専らこの論文の内容について紹介しようと思う。

この論文は2つの部分からなっており、第1部は「諸国の主張」・「地球物理学的観念 不平等」・「大陸棚の法律上の定義について」・「相對している大陸棚の境界」・「海床と下層土の不可能な區別について」・「大陸棚の法制度の矛盾と結果」・「勝ち誇つた主權」・「大陸棚の概念は実定法にその基礎を求めうるか」・「二つの仲裁裁判」・「大陸棚につきまとう紛争の危険」・「日本・オーストラリア紛争」・「オナシス事件」・「大陸棚と国連總會」の項に分れ、第2部は「國際公物の要素としての海」・「一つの解決の粗描」となっておりそこに著者の見解が述べられている。

以下順を追つて紹介しよう。

大陸棚と國際法

まず前おきとして次のようにいう。

大陸棚の観念（第五会期における國際法委員会の定義から出発する）は革命的なものである。その理由は公海は航行、漁業、海底電線の敷設及び一般に排他的でないすべての利用に関し、万人の利用に対して自由であるというのが、そしてまたこの利用は海水、海床、下層土及びその上空に及ぶというのが、実定國際法における確立した伝統的原則であるのに、大陸棚の観念はこの自由な利用に対して制限を加えることになり、また沿岸国に対して沿岸国が領海に対してもつている権限と類似の権限を、でなければ同一の権限を公海の広い部分に対して与えることになるからである。かくして領海の制度は数百マイルにまで拡張されるようになるかもしれない。國際海法の本質的基礎は領海と自由海との間のコントラストの上におかれていたのであるが、後述の如くこの新しい大陸棚の観念は、一定したものでもなければ、確定的なものでもないから、数百マイルに及ぶ領海制度の拡張という事態さえ招くおそれがあり、かくして國際海法の本質的基礎は単に修正を加えられるばかりでなく、はげしくゆすぶられることになる。このような意味で大陸棚の観念は革命的なものである。

このような大陸棚の観念を創り出すイニシヤチヴを諸国の政府がとつたとい

うことについてはさほど驚くにあたらないが、しかし国家的考慮に全く身を委ねる必要のない法学者達が、そこに一つの進歩の導火線をみたということは不可解なことである。

しかしこれら法学者達の唱える新しい学説の動きの根源に、そのような学説の原動力ともなるべき一般的利益の考察が欠除しているというのではない。すなわち第一に海の富源はわれわれが永い間そう思いつづけてきたように無尽蔵なものではないということ、そして海中動物開発の絶対的自由及びその開発方法の絶対的自由は、ある種類の絶滅さえも惹起するかもしれないということ。第二に鉱脈特に石油の鉱脈の所有が、諸産業び軍事上の防衛にとつて次第に欠くべからざるものとなつてきているときに、鉱脈は絶えてしまいそうな気配がみえてきたということ。このような海の生物資源、特に、ある種の魚類の涸渇と、陸の鉱物資源、特に石油の消尽への憂慮に人類が直面するようになった丁度それと対照的に、(特に後者に関連することであるが)海水下に鉱脈が延長し、鉱脈が存在していることが、而もそれが豊富であるということが次第に明らかになり、また科学がそれを開発する今迄に知られなかつた方法を発明するようになった。かくして涸渇と消尽への憂慮と新しい発見と発明の結果次のような二つの確信が生れる。すなわち以前のような状態が永続するにまかせ、加重されるにまかせることは不可能であるという確信と、また人類にとつて欠くべからざる財産を法的な口実のもとに遊ばせておくような権利は何人ももっていないという確信。

新しい学説の根拠となつている以上のような考え方は完全に弁護される。しかし伝統的な法原則を制限するようになる新しい大陸棚の観念は、その伝統的な法原則よりもより重大な不都合を提出しないものかどうか、また対立する主権の無政府的競争を無暗にそして将来についての十分な考慮なしに拮げるといふ救済策以外に、海洋自由の濫用に対する他の救済策はないものかどうかについては疑問である。

I 諸国の主張

ここでは新しい大陸棚の観念がもたらす不安の重要な理由の一つとして、

その觀念がもとになつて生み出された諸国の主張の膨脹的性格が述べられており、またその種子を播いたアメリカの責任について語られている。

定着漁場の例外的な制度を考慮外におくならば、大陸棚の觀念は1945年9月28日の合衆国大統領宣言によつてはじめて排他的な法的主張の装いをまとうことになつた。アメリカ政府は、この日おそらく自ら気づかぬまに一つの確実な責任を負つたのである。アメリカ政府はその責任から免かれることはおそらくできなかつたであろう。というのはこの国は一方において強大な政府的勢力を有している国であるという理由から、また他方においてその決定の緊急さが完全に欠除しているという理由から。しかしアメリカ政府の態度は、その決定に法的な心づかいを示しているという点で自らを有利に弁護している。同じ日付で少くとも理論的には無關係な二つの宣言、すなわち漁業の規制を取扱つて大陸棚とは關係のない一つの宣言と、大陸棚を定義しつつしかしそこにおいて開發されることの可能な鉱床の所有と管理のみを目的としているもう一つの宣言、があつたことは周知の通りである。明らかにワシントン政府は現行法に与える打撃を最少限にいとめようと努力している。後になつてワシントン政府はこのはじめの概念に対してアメリカ諸隣国によつて行われた信じ難いほどの拡張すなわちそれは大陸棚に対する主権の要求にとどまらず、領海の殆んど無限の拡張にまで至るであろうところの大拡張に対して抗議をする。それは空しい抗議ではあつたけれども、しかしワシントン政府は《それを欲していなかつた》ということをも証明するための抗議でもあつたのである。しかしともかく不幸なことにお手本が上の方からやつてくるときには、しかもそれが数世紀来の食欲をよびさますときには、そのお手本はどうしても見倣われる運命にあるものだ。9月28日の二つの宣言は、グロチウスの制度確立以前の海域に対する支配欲をよびさました。その結果としていち早くヴェールを脱ぎ去つた海域支配に対する野望の突進となつて現れたのである。

類別の中に入らないいくつかの不確定な態度のものに構わなければ、それらの野望を四つのカテゴリーに整頓することができる。

第1のグループの国家は、単に石油及び天然ガスの鉱床の所有権(propriété)のみを要求して、それを海の動物に対してまで拡げることがせず、アメリカ方

式を踏襲しているもの。グアテマラ、フィリピン、エクアドル、及び或はアイスランドもこれに入るかもしれない。

第2のグループは、大陸棚全体の主権への併合を宣言して、決定的な一步を踏み出しているもの。このグループは最も数が多く、南アメリカ諸国すなわちブラジル、メキシコ、アルゼンチン、ニカラグア、ホンデュラス、パナマ。またパキスタン、オーストラリアもここに加えられるだろう。勿論、主権の観念はまた漁業の独占及びしばしば海水の主権をも含んでいる、すなわちアルゼンチン、ホンデュラス、コスタリカ等。

第3のグループは、地質学或は地理学的意味における大陸棚が存在しておらず、絶壁性の海岸のために真の海底棚 (plate-forme sous-marine) の存在を主張することができないにも拘らず、最も広い大陸棚の広さに相当する海の広さに対して主権を要求する、つまり海底の土地の傾きによつてではなく、領土の海中への延長の欠如の代償としてそれを主張する国家。チリー、ペルー、サルヴァドル、エクアドル。

第4のグループは、ペルシヤ湾岸に局限される小さな主権国であつて、それらの国の海岸の延長はどこにも急激な降下が見られない、従つてそれらの国は、適切にいうならば大陸棚をもつていない。しかし彼等は隣国との間に海床の《公平な》分配を要求している。ペルシヤ湾岸のイギリスの諸保護国。

これらの主張が記録されているのは、元首の発する政府宣言、政府の決定や普通の法律、憲法条文(ニカラグア、パナマ、サルヴァドル等8カ国)の中においてであつて、それらの主張は一つの文書を除いて他はすべて一方的なものである。例外的な一つの文書とはイギリスとヴェネズエラとの間の1942年11月26日のパリア湾の条約である。

元来が専ら併合主義的なこれらさまざまな諸国政府の文書によつておいつがれる大胆な前進について繰返してみたところではじまらないだろう。それは鉱床の所有から海底地域に対する主権へと進み、海底地域の主権から《上部》水域の主権へと進み、上部水域の主権から200カイリの距離に及ぶ領海制度の無条件な拡張にまで至る。このようにしてもしも1930年以来ともすると新しい誘惑をさそいがちであつた接続水域の理論を援用するならば、公海において大陸

棚の外にまでも警察行動をおしひろげることが可能となり、而してそのようなおこりうべき警察行動をも正当化しようとするつもりなのである。

1945年にまかれたアメリカの種子の発芽の毒性を否定することは不可能なように思はれる。

地球物理學的觀念 不平等

ここでは大陸棚の觀念のもたらす不安の第二の理由としての大陸棚の地球物理學的觀念 (*notion géo-physique*) の不確実性とそれ故に生ずる不平等について述べている。地球物理學的觀念と地質學的觀念とは同じ意味に使われているようである。

大陸棚の地球物理學的觀念そのものが不明瞭である。すなわち海底棚の縁が200メートル或いは100尋に一致しないような地形の海岸がある。それ以上に重要なのはとぎれないで続いている若干の棚或は台地がしばしばみられる、そしてこの場合には何によつて大陸棚の縁をきめるのかがわからなくなる。また深い窪みが海岸近くに掘られていることがあり、そのあとで海の底土が急激に海表面から200メートル或はそれ以下にもち上つつつている場合がある、その場合に大陸棚を窪みの最初の急激な降下に限定すべきであるか、それとも窪みの存在を考慮に入れないようにすべきかが問題となる。特に海底棚の傾斜はその海底棚が不断の傾斜で拡がつているような場合でも極めて不定であつて、海底棚の降下点の限界が海岸から近くにあつたり、著しい距離にあつたりしてその距離が非常にまちまちである、その結果海底棚の幅はあるものは数百マイルにも及び、またあるものはわずか数キロメートルにとどまるという場合がある。海岸が深海に向つて急激に降下して海底棚が全く存在しない場合、また海底棚と自由海の土地とを区別するような海底の起伏が全くないような場合もある、しかしこの二つの場合は大陸棚の問題とは考えられない。従つて大陸棚の面積にはその広さが零から無限にまで変化して絶対的な不平等が生ずる、それが一つの要点である。

今日においては30乃至40メートル以上の深さにおいて大陸棚の土地及び下層土が含んでいる鉍物資源を開発することは不可能であるということ、及び開発

の条件は下層土の堅さと水域の制度とに従つてそれ自身限りなく変化するということを注意しておこう。そしてこのことから大陸棚に対する態度として、大陸棚開発の将来の可能性をも考慮に入れる理論的だがしかし同時に専断的な態度とともに、開発の可能性の有無によつて大陸棚の観念を制限しようとする現実主義的な態度も可能である。

大陸棚の地質学的観念が前述の如きものであらうと、それ自身としてはわれわれにとつて根本的な影響は現われぬ。従つて多少とも特殊な或は個性的な大陸棚の事実上の存在をみとめるのに吝かではない。しかしこの地質学的観念を法領域の上へ、特にいわゆる「国際法」、より正確には「国家間の」法の分野へおきかえようとするときには、先に列挙した大陸棚の種々な特殊性は真剣に考慮に入れられなければならない。特に国際法は一層多くの正確さと厳密さを要求する。何故なら国際法規を援用し、また解釈することを任されている法律行為者たる国家は、その挙動においてより独立不羈であり、その紛争においてより恐るべきものであるからである。

以上述べたことを次の二つに要約することができる。すなわち第一に大陸棚の定義自身が不明確であり、おおまかなものであるということ、従つて大陸棚の範囲の限定及び境界の劃定は殆んどの場合にこみ入つたものになるだらうし、おそらくは不可能になるかもしれないということ。第二に大陸棚の所有者は諸国の事実上の不平等、政治的不平等、経済的不平等を著しく大きくするようになることは明らかである、それは単に棚の幅が極めて不定であるからというばかりでなく、また若干の沿岸国はそれを開発しうるのであらうが、他の国々はそれをなしえないという理由からでもある。

このような不平等は諸国の自然条件であり、同様な事情はすべてのどのような天然資源についてもみられることであつて、国際連盟はその初期においてこの問題に重大な関心をよせたが、結局それは解決できないということが明らかになつたという意見もある。しかし別の意見もありうる。すなわち法律制度の進歩は単に法のいわゆる理論的平等を宣言することにあるのではなく可能な範囲内で事実上の不平等を補正することにある、例へば労働法においてみられる如く法的干渉主義は資本主義的自由主義の自称平等主義的制度を著しく変化さ

せた、という意見であつて、それが社会倫理的な考察である。しかし大陸棚の地質学的概念を法律用語におきかえようとするときには、法学的また法技術的な新しいかつ重大な故障が直ちに現われてくる

大陸棚の法律上の定義について

ここでは国際法委員会の1951年草案と1953年草案にみられる大陸棚の定義のそれぞれの批判と両者の比較検討が行われ、また注意すべき二三の問題が指摘されている。

大陸棚の観念を国際法の領域へ移植する場合に、まず最初にぶつかる困難は大陸棚の法律上の定義に到達することの困難である。それは二年の間に二つの異つた定義を与えた国際法委員会の事業をみれば明らかである。

1951年草案において国際法委員会は次のような定義を与えた。

《ここで使用される《大陸棚》という言葉は、海岸に接続しており、かつ領海区域の外にある海底地域の海底及び下層土であつて、その上にある水の深さが海床及び下層土の天然資源の開発を可能にするものをいう》

大陸棚の定義に地質学的概念を採用しなかつた理由として委員会報告は、大陸棚という言葉が科学者達によつていろいろな意味で使われるということと、地質学的概念では海の深さからいつて大陸棚のある場合と同じように下層土の開発を可能にするような海底地域に対しては疑わしくなるかもしれないからだと説明している。そういう場合に同じようにあまり深くないそれらの海に対して差別的な制度を適用することを如何に正当化しうるだろうかと委員会報告は考えている。この極めて適切な注意は強調さるべきである。海のすべての余剰物に対する開発の自由の原則が維持されているのに、海の資源の開発の不安に対する救済策を、どうして制限はされるがしかし不当な国家の陸地領域の拡張の中に求めようとするのか。浅瀬とか浅瀬の資源或は海床及び下層土へ近づきやすいことというようなことは、諸国の沿岸近海においてだけではなくその他の場所にも存在する。もしも海洋自由の制度がアナーキイに染つているとするならば、焼直しを必要とするのは、その全体においてであつて公海の縁飾りに対してだけではない。1951年における国際法委員会の概念のプラグマティックな

性格に注意しよう。しかしこの案によればそこにおける大陸棚の概念は、その概念にあてはまっている場合の国家にだけ適用されることになっている。委員会自身この委員会の定義には用心する必要があることを充分認めている。委員会報告によれば開発が技術的に可能でない地域はいわゆる大陸棚からは除外されているのである。そのため制度の不平等は極めて甚しいものであつた。

国際法委員会は1951年にとつたこの最初の方針を守り通そうとしなかつた。すなわち1953年における第五会期のときに、より憂うべきまた同じ様な不平等を含んでいる地質学的定義にたちもどるために、委員会が最初にとつていた見解を完全に放棄してしまつた。1953年草案の第1条は次の如くである。

《大陸棚という言葉は、海岸に接続しておりかつ領海区域の外にある海底地域の海床及び下層土であつて、200メートルの深さまでのものをいう》

ここで委員会は地質学的定義への旋回を行つたのだが、この旋回についての最もよい批判は委員会自身が既に1951年の委員会報告(第6項引用)の中で述べている。それは地質学的定義を採用することの可能性について検討したが、しかしそれは不安定という不都合を提示するものと委員会は考えたというのである。実をいえば開発可能という限界は技術の進歩が予見しえないということからより多くの安定性を提出するものではないだろう。しかしそれは少なくとも実定国際法が仮装的先占を否認しているときに、実定国際法に反しないという長所をもつていた。

委員会のこの旋回の動機となつたのは両会期の間における諸国政府の意見書の中で若干の政府によつてとられた態度である。それらの意見書は若干の政府によつて行われた諸宣言の併合主義的なまた帝国主義的な性格をそのまま現していたものであつた。かくしてとられた1953年のこの新しい概念は現在のすべての可能性を遙かに越えている。この概念は《免れようもなく専断的》であるのに、そのことを何とか偽つて国家的野望に対し驚くほど広い余白が与えられたのである。委員会報告は《一般に想定される地理学的形状をもつている大陸棚が存在するということ》は、国家が彼に認められる権利を行使しうるためには必ずしも必要なことではないということをも是認している。この点において1953年のこの新しい概念の専断さははつきりとした形で現れている。すなわ

ち200メートルの深さというのは単に水深の最大限の限界を示しているにすぎないものであり、例へばペルシヤ湾の場合についていへば、そこには先に触れた大陸棚の地理学的特性が存在していないのであるが、しかしそのような事実ということはとるにたらないことになる。たとえ自然が口実を与えてくれないからといつても、だからといつてこれ以上にはつきりと自称定義の無条件の経験主義とまた自由海に対し寛容される土地収用 (emprise) とを許してやることはできないことだろう。

また委員会報告第66項(引用)によれば、もはや最初の深い窪みにおいて大陸棚を仕切ることは不充分である。そこで大陸棚を仕切られてしまうことは、自己の利益のため満足のゆくまで万策をつくそうとする政府にとつて承知のできかねることである。従つてこれらの政府が「他の諸国よりも或る国々が不利な取扱いをうけるようになるかもしれない一般規定の公正な修正——地質学的概念の自動的適用をさけるための公正な修正——を要求する」ということになるわけである。小さな大陸棚しかもつていない国を守る涙ぐましい心づかい。しかし大陸棚の観念自身が自然的不平等の観念であるということを知らないのか。大陸棚をもつていない国々に対する根本的な不平等を如何にして救済するかについて委員会は黙している。そこから委員会は太平洋岸の南アメリカ諸国の要求と同じような気狂いじみた要求をうけいれようとしていると結論すべきなのか。紅海の沿岸国——イギリスの被保護国で真の大陸棚が存在しない——に対して表明されている好意はそれを信じさせるかにみえる。しかし委員会は口を噤んでいる。1953年の定義は専断に対してより好都合であり、問題を外交の分野へもちこむために法律的な細かい心づかいからはつきりと遠ざかつているという点から、1951年の定義よりもより一層悪いということをおかねばならない。要するに大陸棚の法律上の定義は存在しない。何故なら自由海に対する大陸棚の限界がはつきりしないから、のみならず存在しないから。

次の点を注意しよう。1951年においても、また1953年においても採択された定義によれば、大陸棚は領海の外からのみはじまるということになつている。これはちよつとわれわれをまごつかせる。土地の連続性ということが地質学的定義の基礎であるわけだが、これではこの土地の連続性の現実に反することに

なる。大陸の延長は岸それ自身からはじまるのであつて、3マイル、6マイル或は12マイルからはじまるのではない。そこで領海の下においては真の主権が問題であり、それより外においては制度が変わるのだとも考えられるが、もしそうだとすれば後になつてそれをなしたように大陸棚の主権について語る必要はなかつたように思われる。とにかく沈んでいる土地の間の不連続性は全くの虚構である。

数カ国に共通している総括的な一つの大陸棚ということについて語ることも断念しなければならないだろう。何故ならばそれぞれの国が幅員の一定していない、また時代によつてそれを変更することが可能なそれぞれの領海をもっているために、それに対応して大陸棚の広さについてそれぞれの国が異なる見方をとるからである。また沿海に考えられる鋸歯状の線は等深線の気まぐれによつても引かれるし、また領海の屈曲によつても引かれる。こういうことが一つの進歩であるとはいえないだろうし、またそれによつて船乗りによる海の利用が単純化されるともいえないだろう。

接続水域の主張者達は大陸棚の観念と接続水域の観念とを如何に調和させるだろうかということが問題である。两会期において国際法委員会によつて採択された条文(引用)は1930年の会議によつて採択された条文案と同様に漁業に関する権利も、安全に関する権利も目的としてはいない。この条文は簡単に採択されたわけではなく、12マイルの限界についても意見が分れた。この限界は大陸棚それ自身と同様に領海の限界を越えている。そこで大陸棚は海の資源保護のための、而して著しく不定な広さをもつ新しい接続水域のようなものだと結論すべきであるか。どういう点で関税管理、財政管理等は大陸棚の管理或は主権と異なるのだろうか。指示の対象にさえしなかつた多くの問題がある。領海、接続水域、大陸棚はどういう点でそれらの制度が違つているのか、またどういふ点で調和しているのか。そういうことをわれわれが知らなくても、これら三つの制度は公海に対する重なる三つの侵害を構成しているのだろうか。第九国連総会の第六委員会の何人かのメンバーは、それについてこの不確定及び混同は大陸棚からあらゆる個性を奪うものであると結論した。

相對している大陸棚の境界

ここでは隣接している大陸棚の境界劃定の問題について1951年と1953年の草案を比較している。前項で述べたと同じような不確定と危険がこの問題についても存在する。

1951年の草案においては、この問題について何もいつていない、むしろ何もいいえないということを強調していた。すなわち「諸国が従うべき一般規則を定めることは可能ではなく、またおそらく困難がおこるだろう」。委員会は従つて「協定が実現されないときは、また迅速な解決を余儀なくされるときは、関係国は紛争を衡平と善とに基く仲裁裁判に委ねる義務がある」と提案することで満足した。仲裁裁判なる語はその最も広い意味で使われたのであり、場合によつては国際司法裁判所への提訴をも含んでいた。

委員会は海岸からの大陸棚の最大限及び最小限の限界の決定について委員会がそれを回避した理由を述べている。それによれば委員会はそのいずれの限界についても、それを決めることを正当化するいかなる実際的必要をも確認することができなかつたからであるという。事実委員会は当時開發が可能であるところ以外には大陸棚の存在を考えていなかつたのであるが、しかしそれは問題を回避するかなり安易な方法でもあつた。二つ或は数個の大陸棚のありべき隣接に関しては協定によつて関係国は「大陸棚の中におけるおのおのの区域の境界を決めなければならない」と別に宣言することによつて委員会はまた問題を回避している。とにかく委員会はいかなる一般規則をも設けることを断念した。特に諸国の領海の間境界を延長するという考えも放棄した。それはこの境界それ自身が存在しないという可能性が非常に強いという理由からである。従つて委員会は最も単純な場合すなわち両海岸が向い合つている場合には、中央線すなわちタールヴェヒの採用を推薦するにとどまつた。しかもそのような場合でさえ海岸の形状によつて困難が生ずるかもしれないということを確認しながら。そのようなわけで1951年における委員会の態度は控えめであつて、すべてをはつきりさせることを避けた。

1953年において委員会はつとめてより大胆であらうとしたが、結局前と同様

な回避にたちもどる。今度は委員会の報告者はそれまで欠けていた技術的な引証をつかんでいる。それは領海の境界劃定についての専門家小委員会の報告書である。この報告書を基礎にして委員会は「隣接している国の場合にも、海岸が向い合っている国の場合にもともとその大陸棚の境界について適用しうる等距離の原則 (principe de l'équidistance) に基づく一般規則を作成する」ことが可能であると考えた。しかしそれにつづいてすぐに「特殊な事情が他の限界線を正当化するときには、この線に変更がなされうる」とつけ加えることを余儀なくされている。例へば海岸の例外的な形状の場合、或は可航水路または島がそれを要求するような場合である。ここで再び最初の不確定の中に落ちこんでしまう。委員会によつてこのような弾力性が認められたということは結局実際には1951年のときより以上に規則が存在していないようなものである。更に次のような点では事情は一層悪くなつてきている。すなわち1953年においては委員会はこの問題に関する紛争を決定的にかつ合理的に解決するための衡平と善に基づく仲裁裁判を用意することが必要であると考えず、それを仲裁手続の共通法に移付するにとどまつているという点。更にこのことを主張することは少々残酷かもしれないが、1953年には新しい提案がなされたとはいえ、この第二回目の試みは第一回目と同様不完全のままであるということをいつておく必要がある。その証拠は領海に関する上記の専門家小委員会の報告書に対して国際法委員会によつてなされた討議の議事録をみれば明らかなことであるが、提案された等距離線というのは実際には領海の基線間の等距離線なのであつて、そのような解決は結局架空なものなのである。というのは委員会はその基線の図引及びそれから生ずる結果について一致に到達すべく夥しい数の会議を重ねたのだが、遂に一致に到らなかつた、そこでわれわれは1930年ヘーグにおいて続けられた法典編纂会議のときと相変らず同じ地点にいるわけだからである。

従つてそれ自身議論の余地のある、また現に議論されている大陸棚の地質学的観念は、大陸棚の法律上の定義に対しても、また大陸棚の境界の決定に対しても基礎を与えうるものではないと考えざるをえないだろう。

海床と下層土の不可能な區別について

ここでは海床と下層土を区別することの不可能なことが強調される。

委員会によつて認められた概念によれば、大陸棚は同時に海床と底土或は下層土を、すなわち大陸棚の表面とその中に鉱床が存在するかもしれない深層とを含むことになる。大陸棚の概念にこの両者を含ませるということについて人はためらうかもしれない、事実委員会も最初はためらつたのであつて、委員会の若干のメンバーは海床すなわち大陸棚の表面に対してむしろ公物性 (*caractère de domaine public*) を保持することを選んでいたのである。実際大陸棚の表面は漁業 (引き網) のために利用されるし、牡蠣のように動かない魚類に対しても、また動く魚類に対しても棲息地を提供するものだし、若干の大陸棚の表面は魚類の繁殖の場、ときには繁殖の世界的中心にさえなつている場合がある。また海床は海底電線、送油管、またおそらくは運輸交通の他の新しい方式の欠くべからざる台でもある。しかしだからといつて海床を下層土から区別しようとするれば、一体下層土から区別される海床そのものに対してどれだけの厚さを認めるのか。砂の層のとき、或は岩石の多い底のときそれに応じて何センチメートルなのか、或は何メートルなのか。下層土の法制度と海床の法制度をいかにして区別するのか。海床と下層土を区別することは不可能である。また海水との関係についていえばもし海床の専有を許すならば、海水の自由なる利用を維持することは不可能になる。それほど海水と海床とは結びついているものだということにはわかりきつたことではないだろうか。海水、海床、下層土と区別するこの重なる三つの法制度の累積は全く非現実的なように思はれる。今問題にしているのは海床と下層土を同時に含む大陸棚の制度と海水の制度とであるが、この二つの制度もまた同様に非現実的であると考える。その海床及び下層土の単一性 (*unité*) 及び自由は法律上からもまた事実上からも免れえないものになつている。しかしそれにも拘らずこの海、海床、下層土の単一性及び自由が危険に瀕することはさげがたいことだろう。

大陸棚の法制度の矛盾と結果

ここにおいては大陸棚の法制度の矛盾、特にトルーマン宣言の中にみられる矛盾を指摘し、そのような矛盾を含んだ出発がどのような結果へと進んでいつ

たか、また1951年において国際法委員会は、この問題に対してどのような態度をとつたかが述べられている。

伝統的な海法と真向から対立するアメリカ政府の明白なためらいは、トルーマン大統領がその宣言の中において同宣言が含んでいる公海自由との抵触をできる限り最少限にとどめようと努めている事実からうかがわれる。すなわちトルーマン大統領は主権を要求せず、大陸棚に対する全体的管理権さえも要求しない、ただ単に鉱床の所有権 (*propriété*) とそれが開発される場合にその鉱床の管理権を要求しているだけである。しかしながらこのような主張は法律的にいつて不確実である。国家は主権を有していない財産に対してどうして所有権を要求しうるか。国家がその利益の管理を行つている団体の所有地ではなく、人類の団体の所有地であるところのものに対して、国家はどうして何等かの権限を自己のために留保しうるか。国家は先占していない土地に対して何等かの時効取得を主張しうるか。またその場所もしらず、その存在さえも疑わしいところの資源に対して先買権を主張しまたは撰択権を留保しうるか。以上のことを考えていない。結局のところその主張が目ざしているのは事実所有権ではなく、主権なのである。その上この主張は誤つた仮定の上に立つている。すなわち数世紀来公海の地面及び下層土である大陸棚は公海の性質を享有しており、公海とともに共有物 *res communis* の性質を分有していることが認められているのに、この主張はそれとは反対に大陸棚が最初の先占者によつて専有しうる無主物 *res nullius* であるとみなされているということを仮定している。

所有権論には仮りにそこに偽善をみることをさしひかえるとしても、言葉の言い憚りが含まれている。ワシントンの航跡をたどることから出発し、目標に向つて直進した大部分の政府が直ちにそれを包含してしまつたように、問題なのはまさに主権なのである。海棚に対する主権が問題なのである。何故なら存在しうべき鉱床に対する所有権に到達するためには、まず海棚を探索しなければならず、海棚全体を踏査しなければならず、その開発を自国人以外のものに禁止しなければならず、海床の調和をかき乱さねばならないからである。そのようなことがまさに排他的主権のとり態度である。従つて他の諸国の主張が懸

念の地帯を一足とびにとびこして著しい国家的権限を直ちに要求することになったのは避けがたいことであつた。

国際法委員会もまたアメリカの宣言と主権の要求との間には曖昧なものしか存在していないということを了解せざるをえなかつた。1951年において委員会はプラグマティックな概念から出発した。そこで海棚において開発の産業的企図が実現されないようなところはどこでも共有物 *res communis* として残るだろうということを論理的には期待することができた。第1条の註釈(第5項)は次のようにいつている。《大陸棚の開発が不可能であるところの地域は大陸棚から除かれる》。このように開発可能という基準を設けて、それに該当しない地域をいわゆる大陸棚から除外していくわけであるが、そのことは確かに論理的なことには違ひなかつた、しかしそれは実行されえないことでもあつた。そしてそうすることがかえつてこの新しい觀念の不明確さを目立たせたのであつて、結局はその觀念を破壊にまでおいやる結果になつてしまつた

また1951年草案の第2条は下心の放棄を示している。すなわち《沿岸国により管理と管轄の行使》が許されるのは大陸棚そのもの、すなわち下層土と海床であり、事実上はそれの完全な併合になつてしまうのだが、しかしなおも主権的専有を宣言することをためらつている。それは大陸棚の探査及び鉱物資源の開発という《特殊な》目的においてのみ、沿岸国の権利が認められるからである。このように第2条は明らかに制限的である。註釈はそれを強調している。すなわち《本条は海床と下層土の天然資源の開発及び探査とは無関係に行使される管理及び管轄を除外する。……第2条は大陸棚の海底地域に対する沿岸国の主権についてのいかなるほのめかしをもさけている。沿岸国によつて行使される管理及び管轄は、専ら探査と開発を目的としているものであるから、国家によりその領土及び領海に対して行使される総括的権限とそれを同一の立場に位置づけることはできない》。

主権の觀念の内容についてあらさがしをすることは本研究の問題外のことだが、委員会がこの觀念は法律技術的に一つのはつきりした意味を含んでいてみていることに注意すべきである。すなわちそれは実定国際法によつて国家の政府にだけ認められているもろもろの権限の総括的な束の意味である。従つて

報告がいつているように《一般的権限》が問題なのであつて、種類とか踏査とか利用とかにおける入念に特殊化された何等かの関係の中の一つの権利を主権とよぶことはできないわけである。1951年及び1953年の草案はもとより大陸棚の存在の結果として公海或はその上空を沿岸国が収用することに対しては一切注意深く制限している。第3条及び第4条は断言的であり、またその註釈もそれを明確にしている。すなわち《第2条によつて明示されている制限された目的に対する管轄及び管理は、上部水域及びその上にある空域に拡張されえないことを極めてはつきりと示している》。

勝ち誇つた主権

ここでは前項で述べた如く国際法委員会が1951年に採択した非常につつましやかな観念が1953年において主権観念におきかえられたこと、もしこの大陸棚主権の原則が行われるとすればその結果として海洋の自由にどのような影響が現われるか、それを定着漁業の問題と上部水域の利用について述べ、後者を更に航行と漁業の問題にわけて論じている。そして特に漁場に関して作られた国際法委員会の草案に光をあて、そこに問題解決への一つの望ましい方向を認めようとしている。

大陸棚の天然資源すなわち単に最初のアメリカの主張がその所有にだけ甘んじていた鉱床だけでなく、海床及び下層土のすべての資源の開発いとうことが、国家がその陸地領域に対してもつ権利と根本的に異なるものであるというようなことはありえない。大陸棚の踏査に関してはなおさらのことである。従つて国際法委員会が1951年において採用した非現実的な法構成は到底熟慮された吟味に堪えうるものではなかつた。そこで国際法委員会により1951年において採択された極めてつましやかな観念が主権観念におきかえられるということはさげがたいことだつたのである。またそうすることが間違いなく諸国政府から好遇されることでもあつた。かくして国際法委員会は1953年において、諸国政府の意見書の圧力、また委員会をして政治的現実を直接に或は間接に認めさせようとした圧力に対して殆んど抵抗を示さなかつた。

しかし第五会期の報告は次のように主張している。《諸国政府から寄せられ

た回答と学者及び学会から表明された意見》を斟酌しながらも、《委員会は1951年において暫定的に承認された諸条文がよつて立つ本質的な諸原則に対しては依然として忠実》である。これは明らかに自家撞着である。その変貌は明白である。すなわち新しく起草された第2条は次のようにうたつている。《沿岸国は大陸棚に対し、その天然資源の探査及び開発のために主権的権利 (droits souverains) を行使する》。なおさら曖昧なこの言葉づかいは主権の反対者に対してと同じように主権の賛成者に対しても満足を与えようとしている。しかも依然として制限的である。大陸棚の上部水域と大気の自由の原則の維持は肯定されているが、しかし沿岸国に認められる権利は、《大陸棚の天然資源の開発に必要であるところのすべての権利——十全の管理、開発と探査を沿岸国とその国民に留保する権利、侵害の抑圧に関連して裁判管轄——を網羅する》ことを明らかにしている。このような国家的権限と海洋自由との両立は疑わしいようである。

1951年の草案にあつた《鉱物資源》という言葉に《天然資源》という言葉にかえたことによつてすぐに《定着漁場》の古い観念の混乱がおこる。制限的な古典的観念は歴史的に根柢があり周く知られている数少い定着漁場をそうよんでいたにすぎなかつた。海底の専有の可能性についてセシル・ハースト卿が最初に展開した論旨（後に彼自身によつて放棄された）に対して、最も権威ある国際法学者達は反対していた。ところが委員会は《永久に海床に付着している天然資源》については、《沿岸国のもつすべての権利は排他的にそれに及ぶであろう》ということ認めている。たしかに1953年の委員会報告は、これらの権利は《海底に棲息する魚（底魚）に対しても、また海中に棲息しているが時として海底にその棲息地をもつか、或は海底において産卵するところの他の種類に対しても及ばない》とはつきり述べている。しかし新しい制度は憐れな軟体動物だけを脅かすにすぎないのだということ底魚に納得させることは難かしいだろうと冗談半分にいわれたものだ。いづれにしろここにおいては伝統的意味における定着漁場が問題ではないことは事実である。報告は沿岸国以外の国の国民の《既得権》に対する特別な待遇についても触れているが、その既得権が何を意味するかを示しておらず、《既得権の場合は別として、沿岸国のそ

の大陸棚に対する主権的権利はまた定着漁場にも及ぶ」と述べていることから、ここでいわれる定着漁場の観念は伝統的意味のそれを問題としていないことは明白である。従つて1953年の概念も1951年の概念と同様である。1951年草案においては広い意味における定着漁場に対して数カ条が与えられていた。しかし1953年においては海の資源に関する諸条の中に定着漁場を扱つた規定を存続させることが必要であるとは考えなかつた。この脱漏は遺憾なものでありまた疑問を残すものであると考えている若干の学者もいる。委員会はまた次のような場合を考慮する必要を考えなかつた。すなわち「大陸棚の外において定着漁場の開発が可能であるようなそれほど深くない地域があるかもしれないという場合」。その可能性は「まだあまりに理論的にすぎる」というのが委員会の考えである。しかし理論的にいつてこの場合の可能性が、200メートルに及ぶ深さの大陸棚の開発の可能性にくらべてより少いといえるだろうか。そうだとはい思わない。而してむしろその点に現行法を放棄した場合にあらわれてくるいろいろな問題を整理しようとするときにわれわれがぶつかる困難の表れがみられるのである。

国際法委員会のいう定着漁場の概念が上述の如きものであり、大陸棚に対する沿岸国の主権的権利はまた定着漁場にも及ぶとするならば、定着漁場開発に関する第三者の漁業権は脅かされることになる。しかし大陸棚主権のもたらす影響は単にそれのみにとどまらない。上部水域の利用すなわちそこにおけるすべての種類の漁業及びその一般的利用さえもそれによつて脅かされることになる。

大陸棚主権の賛同者達は、沿岸国の主権のこのような拡張は公海の使用に対して現実の障害とはならないであろうと主張する。しかしここで現在と将来とを区別して考えてみる必要がある。現状においては、而してそれを適用することがまだ疑わしくかつ理論的にも制限されているような一つの規則を問題としている限りは、伝統的に自由の規則の中に表現されてきた一般的利益は重大な脅威を少くとも直接にはうけないかもしれないし、またおそらくそうだろう。しかしもし敢えてなされる主権の制度のもとにおいて大陸棚の開発はその烈しさを増し、その效用を証明するに違いないものならば——もしそうでないとし

たら現行制度の顛倒は一体何に役立つのか——やがてそれとは別なことになるかもしれない。そこで沿岸国の海底開発を領海の下層土の外に拡張、公海の下層土の中に延長することを沿岸国に許すことの可能性について検討し得たであろう。この方法ならば実際海床の制度及び自由海の制度を尊重しながら、新しい概念がひきおこすかもしれない不都合をさけるだろう。しかし現に検討されている開発というのはその出発点を自由海の中にもつている。自由海において海面上の施設を要求し、特に杭の構築によつて公海を妨害し、つまりは開発用の坑道及びトンネルの設定にまで到ることによつて下層土の制度をひっくりかえす、そういう開発である。坑道とかトンネルを企てることは燈台の場合と同様に、その一般的利益の用途と交通の強化及び安全にもたらす便益の理由によつて正当であつて抗議をうけるものではないということが知られている。しかしここでは問題は別である。海棚の垂直的開発という概念は今いつたような公平無私な目的とは少しも共通なところはない。それは何よりもまづ利己主義的な目的によつて導かれる儲け主義的な開発が問題なのである。従つて海面上及び海床上に増加される開発用施設は永久に公海の自由なる利用を危くするものとなるだろう。

国際法委員会は大陸棚主権の原則と海洋の自由との釣合いを維持するために上部水域の制度に対しても、空域の制度に対してもまた海床の地位に対しても打撃を与えないように努力したようである(3条, 4条, 5条, 6条引用)。しかしこれらの条文は一見安心を与えるようであるが決してそうではなく、そこには根拠なき断定以外の何ものも存在しない。委員会報告において明らかなように結局海の利用に対して障害がもたらされざるをえないことは否定しえない。従つて委員会のそのような問題の考え方は海洋自由の原則を大陸棚主権の原則の犠牲に供するものである。而して大陸棚に対する主権の行使は制度の均衡を全く破壊するものである。

そこで鉱床の踏査と利用のため海面上に夥しい数の施設が上部水域に設けられ、開発が行われる時代を仮定して、そこにわれわれをおいて、海洋の自由がまだ残っているだろうかを考えてみよう。

自由航行はどうなるだろうか。勿論現在でも他の船、霧、漂流物、暗礁、氷

山等の障害物との遭遇を考慮しなければならない。しかしこれらの障害は大陸棚上部水域の施設のように限られた場所にかたまつてはいない。それによる航路変更は例外的であるのに反し、上部水域においてはそれは不断のこと、あたりまえのことであり、そして何よりも沿岸国による監視をうけることになる。領海における取締と同様な取締の行使を沿岸国によつてなされるだろう。そこに海洋自由の尊重がありうるか。更にその監視、取締が大陸棚上空の飛行機によつて行われればより効果的とならないか。沿岸国の飛行機によるそのような監視、情報、通告活動が、自国の旗の自由の確保を念願する国々をして空域に関する対抗措置をとるに至らせる危険はないものだろうか。それが《将来》のことであるとはいえ、この可能性が注意をひかなかつたこと、大陸棚に対する主権と領海に対する主権の親類関係を強調しなかつたことは不思議に思われる。

委員会は草案6条2項の規定(引用)で満足している。その最後の部分は大陸棚の水域における航行の完全な自由が消滅してしまうかもしれないという前述の気づかひを証拠立てているようだ。6条のつづく諸項もこの気づかひを一掃するに役立たない。第3項(引用)は学說的、理論的性質によつてごまかしている。委員会はこの条(6条)を設けることによつて、理論的には大陸棚の上部水域は原則として領海ではないと思わせようとしたらしい。その水域がたとえ実際には管理水域であるとしても、一体それは如何なる利益を航行に対してもたらすのか。ただ第4項は施設を告知する義務、信号の永久的手段保持の義務を述べて、この草案の最も明白な最も現実的な規定であることを注意しよう。

大陸棚の主権が漁業に対してひきおこす障害については強調することは容易なことだ。条約の實際が資源涸渇に対する不十分な救済法にしかすぎなかつたこと、及び魚は沿岸水域において繁殖し漁業もその水域で行うのが好都合であること、この二つの点から大陸棚の上部水域の所有は絶滅を効果的に救済する性質のものかもしれない。ただし政府行為が公の利益の中において行われることを、また特許権者の貪欲の有効な監視が政府行為によつて行われることを信頼しうればである。しかし施設そのものと同様施設に対する《必要な》作業も

魚を逃げさせるおそれがある。いづれにせよ魚礁攪乱はいうに及ばず魚卵、プランクトン破壊に到るような一定の踏査、地質調査の方法は禁止さるべきである。

この種の禁止さるべき行為に対する効果的な唯一の予防的救済法は、国際的規則及び超国家的監視組織の設立であるとわれわれは考える。国際法委員会も一時この解決方向へ向つた。公海における漁場について1951年に作成された3カ条——1953年存続——である。すなわち自国民のみがその公海の漁業に従事している国は、そこにおける漁業の規制を行い、その適用を監視すべきである。数カ国の漁業者が関係している場合には、その規制は一致によつてなされるべきである。なお海岸が100マイル以内にあるすべての沿岸国は、自国民がその区域の漁場の開発に参加していなくてもこの規制に参加する権利をもつ。さらに国連の枠内で創設される国際機構すなわち専門機関が、各関係国からの請求に基づいて、採用された規則を国籍の如何を問わず漁業者に対して課すべく干渉するための権限をもつべきである。以上のような内容である。ここにおいては委員会の歩みは順調だ。すなわち海洋自由の原則が大陸棚主権の原則を凌駕し、明らかにそれを制限している（この点は後に再びとりあげる）。開発への参加の有無に拘らず規制される区域から100マイル或はそれ以内に海岸を有する国々の干渉のために設けられた余地を注意すべきだ。紛争の解決も仲裁裁判への上訴ではなく超国家機関の干渉であることを強調しよう。

最後に送油管による油の漏洩の問題がある。施設の存在はそれによつて或る種の漁業方法の使用を不可能にさせるが、また施設の存在は送油管を要求する。送油管の存在は上部水域における油の漏洩という重要な問題をひきおこす。この危険は今までも石油船によつておこされていた。しかし時ならぬ穿鑿、管の破裂、船艙甲板上の積換等によりその危険が当然増大することは否定し得ないだろう。

以上列举した大陸棚主権の原則のもたらす踏査及び開発の不都合は、人類団体のためと主張される疑わしい利益をはるかに越えているように思われる。

大陸棚の概念は實定法にその基礎を求めうるか

ここでは一方的宣言の国際法上の效力の問題が述べられる。

国内法の中に大陸棚の観念をとり入れた若干の政府は善意または悪意に、大陸棚の概念は実定法にその基礎を求めうることを主張しているが、それは誤りでありその論証は容易である。最も法外な主張をしている政府は、大陸棚上の主権はまだ形式の定まらない実定法を既に構成している、何故なら大陸棚は太古から領土の一部をなしていたから、という考えに立っているが、こんなでたらめな主張にはとりあわないことにしよう。

問題は最近とみに募つてきた主張の如き一方的主張が、国際法上規範的效力をもちうるか、また現行法を変更しうるかということである。すべての学者は一致して否定している。国際法委員会の委員長も第5会期においてためらうことなく否定したし、何の異議もおこらなかつた。セシル・ハースト卿は二番目の論文で実定法に対する一方的主張の弱さを疑っていない。ロンドン及びワシントン政府の南米諸国による領海の不当な拡張に対する抗議もこの基礎に立っている。フランス政府も領海の一方的拡張に対して反対を表明するに躊躇しなかつた。すなわち南米諸国の主張に関するイギリスの問合せの覚書に対するフランス外務省の回答(引用)は、《いかなる国も一方的宣言によつて主権を公海上に拡張することはできない》旨を強調している。

一方的宣言は国際法において無効であるという原則を容認することになつた二つの仲裁判決のうち、一つは判決理由を述べるのに手間どることを必要であるとさえ考えなかつた。もう一つの判決は反対に明示的である。

二つの仲裁裁判

ここでは大陸棚に関して行われた二つの仲裁裁判、国際法委員会の役割、大陸棚主張の根拠を条約法或は慣習法の中に求めうるか、の問題が述べられている。すなわち：

Quatar 及び Abu-Dabbi の二つの事件において問題になつたのは、ペルシヤ湾岸の専制君主により石油会社に許可されていた君主の領域の広い範囲或はその全体に及んでいた特許は、領海の外の公海の海床及びその下層土すなわち大陸棚として要求される海床及びその下層土を含んでいたかどうかを知ること

であつた。イギリスの法律家によつてなされたその判決は、原告会社の特許の拡張の要求を非とし、かつ二人の酋長の宣言は既存の海法を少しも変更しえなかつたし、また彼等の領土を少しも拡張させることはできなかつたというものであつた。特に Abu-Dahbi 事件において仲裁人アスキス・オブ・ビショップストーン卿は国際法委員会草案に既存の法の《承認》という性格を付与する石油開発会社側の主張に強く反対した

委員会草案は既存の法の承認であるという主張は、その他の若干の政府——特にカンベラ政府——によつてもとられたので、それは国際法委員会規程についての大きな無知の表われであることは強調する必要がある。国際法委員会はいかなる国際的な立法権ももっていない。規程は《委員会は国際法の漸進的発達及びその法典化を増進させることを目的とする》(1条) と述べているが、この二つのいずれの場合も委員会の手になる条文は決して実定法を構成しているものとは見做されえない。委員会規程の悪意的解釈に国際司法裁判所がとどめをさすことが望まれる。

国際司法裁判所規程38条は国際法源として条約法、慣習法、法の一般原則、補助手段として判例及び法学者の学説をあげている。ここで条約法と慣習法を問題とする。

まず条約法は大陸棚の主張にいかなる支持をも与えない。条約法としてはイギリス・ヴェネズエラ間の1942年11月26日のパリア湾の条約があるだけである。しかしこの条約は国際法上確立した慣習原則に矛盾するから、両調印国に対してさえいかなる価値も有しないと考える。

次に慣習法であるが、慣習法の形成については既にしばしば述べられている。一つの慣行が単なる慣行であることをやめて、一つの慣習法が出現するためには、そこに法的必要信念 (*opinio juris necessitatis*) が必要である。大陸棚の場合、諸宣言は事実のくりかえしをしていることは議論の余地のないところであるが、しかしそこに法を成立させるものとして広く承認される倫理すなわち一般的利益或は公平を現わす倫理を見出すことは困難である。むしろその逆である。勿論舞台裏では人類の必要に関する口実とか懸念とかが顔を出しているが、しかし支配的なのは個別的利益の配慮、最大限のところ国家的利益

の配慮である。国家的利益も国際法においては個別的利益にすぎない。

このことは大陸棚主張の原型となつたトルーマン宣言その他をみれば明らかだ。トルーマン大統領の宣言2667号(一部引用)においても告白された目的は手持ちや資源の近い将来に考えられる涸渇を恐れる石油会社の経済的食欲に満足を与えることであつた。内務長官の年間報告(引用)においては更に露骨に現れている。そこには大陸棚を手に入れることがアメリカにとつていかに利益であり、いかに安くつき、いかにたやすいことであるかが述べられている。アメリカの隣接諸国がそれにつづいてわれ先にと大陸棚の主張を行つたのも宜なるかなである。その間の事情はチリの大統領宣言(一部引用)をみれば明らかだ。これらのことから大陸棚という新しい概念が、一般的利益、相互信頼、集団的安全の考察の基礎となるにはいかに不適當であるかがわかる。そこに法として認められた慣行をみることは困難である。それら一方的行為は外交官の不可侵とか交通の自由のような大慣習の如く一つの普迥的な法的枠の中に整理されていない。それら一方的行為は国内法秩序の中でなされているのであつて、国際法秩序の中でではない。国家の利益のために権利を創設しようとする意志表示者たる国家の一方的法律行為は、その意志表示によつて国家が国際法上従前から存する法律規則の中にあるときにのみ效力を生ずるのであるが、領土外の大陸棚についての沿岸国の法律的地位を決定する規則は従来存在していない。そのような国際法規は存在していなかつたばかりか、従来から存する法規則は本質的に逆である。新しい事実が既存の慣習法の一つの進化の徴候であるか、或はその慣習法の違反または侵害にすぎないかどうかをすることは困難な問題だが、その慣習法に明らかに矛盾する主張に面するときは、たとえそれに少しも違反していないと信じさせるためにその慣習法をことさらに確認するというようなことが時に行われるとしても、もはや躊躇は許されない。数世紀来の普迥的な法規則は今日も存在する。すなわちその規則は主権を領海の限界に制限している。

さらに新しい慣習法規の誕生をいうためには、法的確信の一致のほかに、先例の連続が一定の条件をそなえていなければならない。すなわちその社会環境におけるほぼ一般的な承認、明示的抗議のないこと、長期にわたる時間の継

続。しかしこれらの条件は存在していない。

全員の同意 (Consensus omnium) という点についてはどうか。今日まで支持を与えた国の大部分を構成しているのはアメリカ諸国のグループである。イギリスは本国領域ではそうではない。大海国 (ドイツ, フランス, スカンディナヴィア諸国, ソ連, スペイン, イタリア等) はなおためらっているか、或は意思表示をしていない。日本はオーストラリアとの紛争から明らかに反対だ。そこで普遍的規範の原因としての地域的慣習法の誕生も肯定しえない。

慣習法の進化が認められるためには、単に先例が多数存在するというだけでなく、社会的倫理の発展が《一貫》している、つまりそれらの先例が同じ内容と同じ価値をもっている、というのでなければならない。このような条件をそなえてのみ、それら先例は一般的な同意を集める機会をもつのである。ところが事情は全く別だ。宣言、声明の内容をみればあるものは大陸棚を上層水域から区別しているし、あるものは海床と下層さえ主権を主張しているし、またあるものは大陸棚がないのに 200 マイルの領海を要求しその公海の土地を大陸棚 (plateforme) とよんでいる。また国際法委員会の見解も変動した。かくして大陸棚の要求は禁制品を保護する一種の国旗のようなものとなる。そこで以上の結論として次のようにいうことができる。大陸棚に関係した一方的行為のくりかえしは、慣習法の発端としても全く考えられないだろう。

従つて既存のいかなる法源も大陸棚に《法的根拠》を提供しないということになる。

大陸棚につきまとう紛争の危険

ここでは大陸棚の新しい観念を採用することによつて、かへつて紛争の危険が増大するだろうということが一般的にいわれている。その証拠として次に日本とオーストラリアとの紛争及び太平洋水域におけるオナシス漁船隊の事件が述べられる。

日本・オーストラリア紛争

ここではオーストラリアにおける真珠貝漁業の起源から両国が紛争を国際司

法裁判所へもちこむことを同意するに至るまでの経過とこの紛争の表わす意味について述べている。

オーストラリア沿岸住民はおよそ1870年頃から真珠貝漁業に着手した。深海へもぐる特殊な能力を有する日本人潜水夫は初めはオーストラリアの会社に働かれていたが、公海漁業であつたので日本人は独自の船団を編成してこれに参加するようになった。1938年頃には日本船団は3800トン以上を採取し、オーストラリア側はわづかにその半分にしかすぎなかつた。アメリカ市場における価格は下落しオーストラリア企業は補助金にたよる以外に殆んどたちゆかなくなつた。オーストラリア人達はバンクが荒されるのを嘆いたが、第二次大戦中の日本側の中断によつて回復された。平和条約調印後再び日本船団が現れその結果は前と殆んど同じ次第であつた。オーストラリア政府はこの日本人の出現にスパイ行為の嫌疑をかけた。平和条約第9条によつて両国間の漁業交渉は1952年4月カンベラにおいて開始された。8月オーストラリア側の行為のために決裂した。オーストラリア政府は国際法委員会報を有利に利用し、それが実定法の価値をもっているものと解釈し1953年9月17日オーストラリア総督はオーストラリア大陸及び全従属領域の大陸棚に対し主権を要求する宣言を發した。勿論この大陸棚の主権は《オーストラリア水域》にあるすべての定着真珠貝漁場の自由な規定の権利をも含んでいた。それ以前すでに1952年以来漁場の規制及び管理に関する一つの制度があつた。しかしそれはオーストラリアの航海者及び漁業者に適用されたにすぎなかつた。1953年9月19日の新しい法律はこの制度をすべての外国人にひろげた。《オーストラリア水域》は全大陸棚をおおつた。そして日本人はアラフラ海とよばれる一区域においてのみ漁業を許可された。平和条約第9条による交渉挫折ののち、1954年2月19日の覚書の交換により、紛争を国際司法裁判所にもちこむことが同意された。判決決定までの暫定的制度について両国の一致をみたならばという条件で。以上が経過の概要である。

この事件はわれわれにとつて意味がある。不幸にも大陸棚の法的な成熟に到るならば、どのような方向において大陸棚の利用が出現するかを示している。すなわち沿岸国による海の資源の独占或は準独占、厄介な競争から解放される

ための措置、スパイ行為の偏見、警察及び安全の目的のための施設の活用。

オーストラリア政府当局が委員会草案を慎重に検討しなかつた一つの点がある。それは既得権についてである。真珠貝バンクの開発が四分の三世紀以上前から国家産業の一つであつたという事実からオーストラリア漁業者のための一種の取得時効が尊重された。しかし日本人も同様に定着漁業に参加するための既得権を要求しえなかつたか。国際法委員会の事業は少なくとも次のことを考えることを許す。すなわち既得権が存在するならば、それぞれの国はそれを要求することができる。委員会報告は次のことを認める。すなわち公海において大陸棚上に定着漁場を有する国は、以前に第三国国民にその開発を許したときは、もはやその独占を要求しえない。《それぞれの権利に関するすべての衝突は、外国人の権利の尊重を保障している国際法の規則に従うべきである》。従つてこの点について委員会草案はオーストラリアによつて一方的に解釈されているようである。大陸棚の所有者であるいづれの国家もオーストラリアと同じような行動をとることになるだろう。

オナシス事件

ここではオナシス事件はいかにして現れるに至つたか、この事件は何を意味するかについて述べている。

オナシス事件は日本・オーストラリア紛争よりもなお一層大陸棚の新しい觀念がひきおこすであろう、また既にひきおこしている結果の明白な証明である。

1947年8月1日のペルー大統領布告はその前文の中で次のようなことをいつている。漁業資源——それは単に住民のためだけでなく、グワノの生産者たる鳥に魚餌を得させるため——及び《大陸外縁》海 (mer《épi-continentale》) とその《台》 (《plate-forme》) の天然資源を保持することは国家にとつて必要である。従つて水深の如何を問はず海及び下層土に対し《主権及び管理権》を要求する。また管理区域の境界線をひく権利及び情況によりそれを変更する権利も要求する。境界線は暫定的に海岸から 200 カイリにひかれる。自由航行には影響を与えないが、そこにおける漁業の排他的規則及び独占を含む。

ペル海岸において大陸棚といえる台は、北部に幅70キロメートルのものがあ
るだけで、それが南下するに従つて次第に減じて零にまで達する。チリー（大
陸棚はきれいさつぱりと存在しない）とエクアドル及びその他若干の国がペル
ーと同様な措置をとつた。彼等は絶対的な主権を要求したのではなく、追求さ
れる目的に限られたところの主権を要求したのだともいわれる。しかしそれは
情況の変化の場合を留保することによつて反対に必要なならばいくらでも拡張で
きるという解釈を要求しているともいえる。そこで問題なのは隣接海域に対す
る勝手な決定の権利なのである。

従つてここに現行法の全体的拒否が認められる。しかし彼等にとつてはもつ
ともな言い分がある。彼等をしてここに至らせた責任はむしろ大陸棚をでつちあ
げることによつて実定法をひつくりかえした政府が負うべきである。ペルーは
次のようにいう(引用)。下層土と公海の無限なひろがりの併合を許す自然現象
を誇りうる国家のみが専らその恩恵に浴し、しかも地理的形状のために、他国
との衝突もなく障礙もなく競争もなくかつ無限のひろがりをもつ接続海の中
において包蔵されているはかりしれない富を前に徒らに手を拱かざるをえないと
いう不利をこうむっている国々を非難するということはどうして受け容れられ
ようか。科学の進歩と人類の必要はこれらの国々が新しい^{エルドラド}樂園になる可能
性をもつことを要求する。このような立論は現行法を相手とするのではなく、
大陸棚に恵まれている国々の不法な主張に対峙するためになされるのならま
ことに力強いものである。いづれにしても法的考慮は政府的利害関係の均衡に席
をゆづつて姿を消している。

利害関係の衝突はその伝統的方式をまとつて現われる。すなわち《大国》の
圧力——弱小国の同盟。

強国の圧力はまず抗議の覚書によつて表明された。圧力はつづいて外交的保
護の伝統的方式をまとう。オナシス事件が現れたのはここである。

オナシスは石油輸送を放棄して、パナマの国旗のもとに捕鯨をはじめた。
《ペルー水域》における捕鯨は許されないだろうし、船は海上警察により検査
されペルーの港に連行されるだろうということは予めオナシスにとつて見越さ
れていた。捕鯨活動は200マイル《領域》内にたち入つた。彼はもとより財政

的、政治的二重の保証としてみられえたロンドンのロイドによつて保証されていた。外交的干渉があつたようだ。結局オナシスのパナマの弁護士は警察規則違反のためリマの裁判所によつて宣告された300万ドルの罰金を支払つた。

リマ政府はかくして第一番に勝つた。もはや独りではないという事実を強く自覚したのかもしれない。ペルーの宣言の背後に南アメリカ諸国の密集したグループの宣言がある。そればかりではない。一つの共通の政策をとるペルー・チリー・エクアドル間の同盟がある。この点が問題である。同盟はサンチャゴの外交会議及び1952年8月18日に調印された一連の協定の結果同年に設けられた。それらの協定は次のものを含んでいる。海域についての共同宣言、南太平洋における漁業問題に関する共同宣言、同水域における海上狩猟についての規則、南太平洋の資源の開発及び保存のための常設委員会の創設。

これらの協定が採用する諸原則は《海域についての共同宣言》の中に述べられており、前記ペルー大統領宣言のとり諸原則をさらに一層断乎たる方法で述べている（引用）。

そこに《本宣言はすべての国の船舶に対する前記水域を通過する無害通航のために、国際法により定められている主権及び管轄権行使に対する必要な制限の否認を意味しない》というパラグラフがつけ加えられている。これによつて200マイル水域の領海化への仕上げを行つている。

かくして日本・オーストラリア紛争及びイギリス・ペルー紛争は、海国を反対陣営の中に結集させるおそれがあり、また経済的競争と力の不均衡を増大させるおそれのある大陸棚の観念の危険な弱点をはつきりと証拠だてている。

大陸棚と國連總會

ここでは国際法委員会草案特に大陸棚の問題に関して、国連総会内でみられた対立について述べている。また最後に第2部へ入る前おきが述べられている。

1953年第八総会において第六委員会いわゆる法律委員会及び総会は、海に関するすべての問題は密接に関連していると考え、アイスランド案に立脚しつつ、すべての関連問題が国際法委員会によつて研究され総会に報告されない限

り、公海制度或は領海制度のいかなる局面も検討しないことを決議した。

ところがやがて委員会の研究は予想よりも遙かに長びきそうな気配をみせ、特に領海問題についての満足な一致をうることの不可能性が濃厚になり、関連問題特に大陸棚問題を窮境に陥しいれるに至つた。

そこで第九総会(1954)年において若干の有力な海国特にアメリカ及びイギリスは、委員会草案を承認させることを急がせたようだつた。この草案はその欠陥にも拘らず大陸棚に対する彼等の主張の原則を登記済とみなすことを許すものであつたことは周知のことだ。かくして第六委員会への共同決議案(アメリカ、イギリス、ベルギー、オランダ、中国、ニュージーランド)の提出となつた。

《公海制度及び領海制度との関連における》大陸棚の問題の検討は、遅滞なく着手されねばならぬ、と決議案には記されている。署名国は次のことを要求した。この問題は1955年の総会の日程に記入されること、国際法委員会はその事業を継続すること、そしてその事業をできるだけ早く完了すること。

この新しい決議案に反対の第六委員会に代表を送つている大多数の国、特に南アメリカの密集したグループは、1953年の延期決議を支持した。かくして広大な大陸棚の所有から生ずる事実上の地位を確乎たるものとしようとする大国と公けに討議されることよりはむしろその代償的主張を実際に安定しているものとみなそうとする他の諸国の現状維持の希望との間に政治的傾向の対立があつた。この対立は国際法委員会の最終報告の提出を第十一総会とし、それまで委員会に研究に必要な時間を与えること、委員会の最終報告を第十一総会の仮日程に記入することで両者の妥協となつた。

しかしこの総会の決定には、果して国際法委員会に問題研究のための必要な時間が与えられたか、また諸政府に対して委員会草案を検討し意見を提出するに必要な猶予が与えられているかという疑問が残される。国際法委員会委員長サンドストローム判事及び委員会書記袁立良博士は、総会に対しその発表の中にユートピアがあることを指摘するのを怠らなかつた。

われわれは次に国際機関の進歩に沿う道を歩みつつ一つの結果に到達するためには如何なる方法がとらるべきかについて述べるだろう。現今の趨勢の外に

もし人が「科学的」の名に値する論を展開しようと欲するならば、国際法秩序の（及びすべての法秩序の）根本的技術にまで、国際法の形態学そのものにまで遡らねばならない。実のところ大陸棚の異教的、離教的概念に対する敵対行為を命令し、また本論文を鼓舞するところのものは他のすべての考察であるよりまさにかかる考察なのである。

II

国際公物 (domaine public international) の要素としての海

おおむね次のような論旨である。

公物はすべての組織された政治的社会の一つの本質的な法的要素であり、その社会の存在の試金石でもある。

公物の従属物の法的性質はその用途から生ずるのであつて、その性質からではない。その従属物が実際に所有されうるものであるの否かは大したことなく、本質はそれを整頓している法規範がその専有を禁止しているということである。法規範はそれを万人の利用、万人の生活自身に欠くべからざるものとみており、それを共有物すなわち *res communis* としているからである。

海は数百年の間、無主の空間の如く先占可能な無主物 *res nullius* とみなされた。グロチウスは自由海 *mare liberum* の勝利のために斗い、後にそれは国際法 (*Droit des gens*) の構成上の一原則となつた。国際法は彼の立論の根拠に交通権 *jus commercii* を与え、この交通に己を閉ざしそれに参加しない国家に国際的人格を拒絶する。使用の自由の規範はかくして世界的国際社会の存在の暗黙の承認を構成する。それがこの規範にもたらされるすべての攻撃が、国際的公秩序の特に重大な侵害を構成する理由である。

その規則の普辺性は海域の単一性をもたらし、またその「要素的」性質に一致する。物理学的にも海は一つである。しかしこの構成上の原則は国家的排他主義の抵抗と妥協しなければならなかつた。実定法における「領海」に関する一束の規則の存在がそれである。領海を領土と同一視することはできないが海国の政府が海洋自由の一般原則をうけいれながら、他国によるこの自由の

さまざまな侮辱的利用に対して若干の予防策をとることを欲したということは理解できることである。

しかしこの予防の必要が《隣接》海の特種な制度を認めさせるとしても、海が領土それ自身と混同されることは許されないだろう。領海と公海との間の自然的境界を見出すことは不可能だ。そして両方とも必然的に国際公物の部分を構成している。何故ならもし領海の接近が自由でなかつたら、海それ自身の上におけるいかなる可能な航行もありえないだろうから。寄港地や避難所や糧食補給のない航海はありえない。海の単一性なければ、従つて国通交通はありえない。そこで領海の観念は一つの法的擬制——よりよくいつて公海利用の補足的方法——であることは明らかである。このことは領土主権の法制度と領海の法制度との間の相違をみればわかる。それは無害通航の観念の中に具体化されている。

領海の一様な共通な幅の追求は常に空しかつた。その理由は海に対する沿岸国の収用はそれが必要であるという条件でのみ正当であるにすぎないからである。ところでこの必要性はそれぞれの地理的、地質学的及び歴史的事情とともに変化するものなのである。ノルウェー水域の事件において国際司法裁判所はこの見方を確認したようである。いろいろな領海 (*des mers territoriales*) が存在するにすぎない、そして共通の幅員の追求は不可能なことだ。各国は自国の領海の一つ或はいくつかの幅を一方的にきめる、そしてこのような一方的な態度はそれが合理的であり、また他国の利益を危くしないとき他国によつて検査され、或は《承認》される。それは穩健な無政府状態である。

1930年の会議における専門家達は接続水域の理論に賛成したが、この理論は領海の古典的な観念と両立しないものであつた。すなわち保護しようとするいろいろな国家的利益は、隣接する水域に対しすべて同じ広さの収用 (*emprise*) を要求しない。3マイルで十分な場合もあるし、また20乃至30マイルでも不十分なこともあるのはそのためである。漁業の保護に関してはヘーグの法学者達は決して一致することがなかつた。

そこでわれわれは既に古いアルペール・ド・ラ・プラデール教授の示唆へと導かれる。そこでは領海の擬制的観念を、単一性の中において把えられている

海に対する沿岸国のために設定される地役の観念におきかえることに到達している。この観念のみが共同利用における団体 (collectivité) の利益と排他的利用における沿岸国の利益を調和的に妥協させるものである。

領海の古典的制度と大陸棚に関して創り出そうとしている制度との間のアナロジーについてくどくどと述べることは無駄なようだ。一つの擬制は他の擬制をひきおこす。陸地領域の延長としての大陸棚の観念は、《水の領域》(territoire aquatique) の観念よりもずつといやらしい。大陸棚の観念は事実殆んど証明できない。この観念は3カイリの観念と同様極めて不定であつて、また更により不当である。法学者達が今日最上のものとして大陸棚に与えようとしている、しかし完全に根拠のない公式としての100尋の等深線は、いろいろな領海の全体の共通な一つの幅を認めることが推定上のことであるのと全く同様に推定上のものである。

人がもし実証主義的経験主義から抜け出そうと努力し、法形態学の科学的観念に立とうと努力すれば、必ず伝統的な考え方の頑迷につきあたる。

この考え方は普通人ばかりでなく学者特に法学者をさえも幻惑する権力との関係において、統治者と被治者との間の基本的な区別につながっている。王室の法学者によつて与えられる権力所有者への奉仕は既に指摘されている。しかし一方ときとして一般の法学者には生来の《国民的》精神がみられる。彼等を全体のための仕事の味方へと導き、外交官とは関係のない一つの協力へと誘うものは、そこにみられる一つの型の祖国愛である。

また人間社会における規範発生の社会的起源については周知のことである。法的原始主義の面において、法の規則はいろいろな型の社会的な力をその基礎にもつていた。すなわち幾人かの人々の利益、常に少数の特権者の利益であつて一般的利益ではない。宣言される公益は政治的便宜であつて、特権者は彼等の利益にこの公益を同化させようとでたらめなことをする。この特権者達にはもとより権力所有者から恩恵をこうむっている。原始法の規則のこの共通的性格は、特に国際法或はむしろ国家間法において顕著である。何故ならその規範は萌芽において《君主の社会》すなわち、支配権に憧れ、常に野望と利害のうちあつている権力者達の社会の規範だからである。国内法において、社会的倫理

すなわち最大多数の利益の尊重が最強者の意志の排他的優勢をおしかえし、法の規則を社会的利益の表現、より正確には個別的利益の裁定に変形し、そして特権規定を均衡規定に変えていつたのは一步一步ゆつくりそうなつていつたにすぎない。統治者は被治者の受任者となつたとはいえ、長い間国際関係の主人としてとどまつていた。モンテスキューは18世紀にそれを確かめた。そして国際関係における君主制或は貴族制から民主制への推移のしるしである条約公開の規則が確立されたのは、国際連盟規約第18条においてはじめてである。ところが今日において再び次のことがみとめられる。人民間の関係が非常に強まってきたことによつて国際条約はその数を増し、そしてそのことは事物の逆説的回帰により、かつての排他主義及び国際関係に関する専断の大きな部分を再び行政権の手に返してしまつたということ。すなわち簡易化された形式の条約の相つぐ濫用、またしばしば人民にとつて生死にかかわる問題の専ら行政的な決定。

そこで現実主義的な実証主義的な法学者は、つくりあげられた権力に対して身を屈めるか畏敬の念を抱くか、このいづれかの昔ながらの仕来りに易々として引き返していくということを人は了解するだろう。法学者はこのうわつつらの証拠の検証に頼る。それによればもろもろの出来事を打破ろうとすることは無駄なことであり、いろいろな事情から演じえなくなつている一つの役割を国際法秩序に割当てようとするのは無益なことである。無力の告白か、権利放棄か。たとえ曠野にひとり叫ぼうとも、学者は決して権利を放棄しないことを使命としてもつている。彼等は次のことをしつづけている。なお政府間法秩序にとどまつている国家間法秩序の進化は非常に緩慢であるにすぎない。唯一の眞の法的作因である個人に《国際法》(Droit des gens)の人格或は権限を授けるという段になると、学説はなおも非常に踏ん切りがわるいため。眞の《国際法》(Droit des gens)がそれを表現する人間の社交性が実現されるのは連邦制度的現象によつて以外にはまずない。その法制化をおし進めることに成功するのは、権力欲に対して根気よく戦い、うやうやしくそれを受け容れるというようなことのない場合においてのみである。そのことを休みなく主張しつづけねばならぬ。

大陸棚の主張において、為政者の圧力とそのとりまき連の個別的利益を天秤の一方の皿にのせ、もう一方の皿には世界的補給の一般的利益の口実だけをおかねばならないのだとしたら前者はあまりに重すぎる。問題は別なのだということをお人は充分気づいている、そして海洋の自由及び国際貿易の自由という一世紀を経てきた原則を、法学がさほどためらう色もなく船外に投げ出してしまつてお人は残念がつている。

一つの解決の粗描

次のようなことが述べられている。

海国の一方的主張と食欲がひきおこした困難な問題の理想的解決を詳細にわたつて組立てようと思ふことは明らかに潜越だろう。そこで一つの略図を書いて大部分の学説と違つた一つの方向を提案することにとどめよう。

その方法は既に国内法の技術によつて標柱を打込まれている。国内法の技術が現在の国際法の領域の中でうけつがれうとは思はないが、国際法の集成がつづけられるにつれて国際法は次第に国内的技術に近くなるころの漸進的連邦制度化への体系にゆつくりと向つていくとわれわれは考える。それは超国家の技術であり、自然権すなわち無政府的な技術ではないところの国際法の技術が最後には到りつかねばならぬ帰着点である。

国際法委員会は先にみた如くこの方向の一つの動きを素描した。漁場についてである。しかしそれは実際のところ大陸棚の問題の限られた一つの面にしかすぎない。限られてはいるが、しかし最も小さいものではない。われわれが先に述べた紛争が現にそれを示しているように。従つて委員会が漁場に対してとつたと同じ原則をどうして大陸棚に適用しようとしなかつたか充分理解できない。

委員会が1953年に採択した条文と類似の条文を、1951年において委員会は《海の資源》という包括的な見出しのもとに可決していた。われわれにとつてこの見出しの方が好ましいと思う。定着漁場に関する条文もあつた(第3条)。もしこの条文が維持されたならば、オーストラリアの法外な主張も緩和されたし、カンベラ政府による1953年草案の勝手気儘な解釈もきりつめられたろう。

第5会期において委員会は、前の草案の調和に対してもたらされた変化がどのような結果を招くかを充分理解しなかつたのかもしれない。

1953年の条文が次のような制度に到達したということを思い出そう。自国民がある一定の区域における公海漁業に参加している国或は参加しようとする国々は、この漁業を一致して規制する。一致がなければ国連の枠内で創設される国際的權威が魚族資源の不当な開発を防止するために必要な規制を行う使命をもつ。この規制はその区域における漁業に参加している国或は参加しようとするすべての国に対して義務的となる。

委員会は総会に対して総会がこの委員会の結論を採用し、このような内容の条約草案を準備するため FAO と協議することを勧告した。

ところが大陸棚に関しては、1953年の草案は忘れっぽいというか或はより臆病である。第8条は次のようにいう。

《これら諸条の解釈または適用について国家間に生ずることあるべき紛争は、関係国のいずれか一方の要請にもとづいて仲裁裁判に委ねらるべきである》

従つて大陸棚の境界を決定したり開発から生ずる無数の困難を裁決する決定的な役割をもつのは裁判官だということになる。このことは大陸棚の制度の最終的決定を領海の制度がそこでもがいている袋小路の中へおしやることだ。80ほどの大陸棚が訴訟及び判決の対象となるまで、およそ数百年間というものさういうことになるだろう。これは国際裁判権の役割があまり肉附がよくないと嘆いている人々を安心させるに足るだけのものである。

漁場(或は海の資源)のためにつくられた制度との本質的な違い、それは漁場の制度が裁判権の段階(plan juridictionnel)から規制の(立法の)段階(plan réglementaire (législatif))すなわち機能的連邦主義の段階(plan du fédéralisme fonctionnel)へ移向したということである。

この進歩の方式はまた大陸棚に対しても利用することができるだろう。国際機関は国連の組織内に創らるべきだろう。そしてそれは次のような任務をもつことになろう。

a) 航行の自由及び海という公物(domaine public maritime)の他のもろ

もろの利用を保障するために、大陸棚に対して認められる特許が従わねばならぬ諸条件を確定すること。

b) これらの特許を国家当局に代つて付与すべき権限を有する国際的行政権 (autorité administrative internationale) を自身に設定すること。

海の公物に対する特許の公役務を負っているこの新しい行政制度は、できるだけ「非政治的」な方法 (façon «dépolicisée») でその任務を行うように組織さるべきだろう。

抵抗のあることはたしかだろう。漁場に関する諸条の表決の際、委員会の若干のメンバーは新しい国際機関の創設は伝統的法秩序は矛盾すると主張して、この新しい傾向に抗議した。また二三のものは大陸棚に関する紛争の解決に義務的仲裁裁判の方式を利用しようとする規定に対しても、それが主権の極めて神聖な原則に反するとして抗議した。これはとるにたらない異議ではあるが、法形態学の観点からはその価値を鄭重に認めねばならないという意味でいささか価値のある異議の一つでもある。

国内法の分野において、公共土木事業の行政的特許や単純な落札といったような場合に、行政部と特許権者との馴れ合いをさけることも、また政治的な干渉を否定することも多くの場合不可能なことである。そこで吹聴された「方向転換」が、連邦主義者達の技術によつてよりよき結果に到達するということができるか。近接しているということからも、地理からいつても、経済的道具からも、財政的能力からも当然沿岸国に与えらるべきはずの権限を、国家間機構へ譲渡することは、事物自然の結果であるところの競争及び政治傾向化を激化させるにすぎない。というのが他のすべての経済的分野におけると同様この分野における自由主義の、或はむしろ頑強な国家的個人主義のよくしられている反対論である。

国内秩序の中においても、また国際秩序の中においても、法の規則の適用の政治的傾向を排除することは望みえないだろうということはいうまでもないことだ。国連や大きな専門機関の会期のたびに日毎見せつけられる光景は、目もくらまんばかりである。国際連盟やその専門機関においてもそうだった。しかしそれはこれらの国際的機関が世界の法秩序の進歩を形作つていないという意

味なのか。またこれらの国際機関が検討すべき諸問題を完全に政治から切りはなすことができず、権力政治の圧力に考慮をはらわねばならぬという口実のもとに、これらの国際機関は考察するに値しないものだという意味なのか。同様な批判はすべての国家的機関自身に対してもなしうるだろう。これらの国家的機関が先史時代のファウストレヒト *faustrecht* に対して進歩を形作つていないとでもいうのか。国際機関はときに国内機関に対して卓越した長所、すなわちより大きな公開性という長所をもつているとさえ考える。

われわれの当面する問題に関し提案さるべき一つの方法、それは公海漁業、大陸棚の開発及び一般的に海の資源の管理にあたる一つの国際的専門機関を創設し、それに委員会草案第8条においてみられる如き、或は欧州石炭鉄鋼共同体の規約においてみられる如き義務的裁判管轄条項を接合することである。人が海の制度及び海の国際法の進化を語りうるのはこの方向に前進することによつてであつて、領土主権のがたつく輒に機械的にたちもどることによつてではない。

∴

進歩は螺旋形をえがきながらなすとげられるとはよくいわれることだ。しかしそれは間違いだ。一つの螺旋線の下位の渦巻は常に後退でしかなく、それが立ち直るかどうかはわからない。

手短かにいおう。国際的ジャングルの唯一の野獣として、かくも長い間維持されてきた政府は自然権を放棄しなかつた、そしてこの政府の陰にはそれから甘い汁を吸つている常連どもが身をひそめているのだということが充分理解されるならば、たとえ近代科学の啓示が産業の可能性を増大させるとしても、また国際団体の不断の生長によつて必要なあらゆる補給源の利用を可能なものにするとしても、あらゆる分野において実際家及び技術家がこの科学及びこの必要の奉仕に従事するようになるとしても、法学者がかくべからざる一つの社会規範すなわち国際的公物の自由の規範の切断あるいは崩壊と海の資源の利用の放棄のどちらかを選ばなければならないというようなことには決してならない。時代おくれになつた領土主権とか無主地の先占とかいうような古い観念へ

の怠惰な復帰ではなく、それとは別な一つの法概念を、世界社会の漸進的統合の枠内において探求することが問題である。われわれが下絵をかいた解決は不完全であるかもしれない、そして勿論それだけが解決ではない。完全に排除されねばならぬところのものは一つ。すなわち沿岸国への大陸棚の独占の付与及び一時的であろうと、期限つきであろうと海洋自由の本質的な構成上の原則の放棄。